

**「化粧板等の VOC 放散に関する表示規定 第13条(費用)」に関する
登録及び更新費用についての規定**

(費用) (以下の金額は消費税別の金額とする)

第1条 化粧板等からのVOC放散に関する表示規定第13条の登録及び更新の費用は、
10万円／50件／3年(登録年度を含む3会計年度)とする。

- 一 1件から50件までを1グループとし、以下1グループ(50件)毎に10万円とする。
- 二 最初の登録後に追加登録があった場合、50件を超えない分については料金の追加はしない。
- 三 登録の有効期限が終了して更新(継続申請)を行う場合も上記と同じ条件とする。但し、更新時に登録抹消したものについては件数にカウントしない。
- 四 登録費用の支払いは、初年度3.4万円、次年度3.3万円、最終年度3.3万円とする。
- 五 新規登録日が年度上期(4月1日から9月30日)の場合は、初年度3.4万円とするが、年度下期(10月1日から3月31日)の場合は、初年度1.7万円に減額する。
- 六 当協会で実施している「ホルムアルデヒド発散等級自主表示制度」により、既に化粧板等の登録をしている申請者については上記費用の半額とする。

《振込先》 みずほ銀行 日本橋支店 普通預金 1555598

一般社団法人 日本建材・住宅設備産業協会

改訂履歴

年月日	理由	内容
2020年4月1日	内容の一部修正	・(費用) (以下の金額は消費税別の金額とする)を追加